

1 アーキビスト認証について

1.1 認証アーキビストとは

アーキビスト (archivist) とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ (archives) において働く専門職員を言います。

アーキビストは、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。アーキビストが存在しない組織では、その時々担当者の考えや不十分な管理体制によって、本来は残されるべき記録が廃棄されるなど、後世に伝えられるべき重要な記録、さらにその記録をもとに記されるはずの歴史が喪われてしまう恐れがあります。

このような重要な役割を担うアーキビストには、高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験が求められます。

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）では、長年、アーキビストの養成や資格化について検討を進め、平成 10 年度からはアーキビスト養成を目的とする長期研修の公文書館専門職員養成課程（現アーカイブズ研修Ⅲ）を開催するなど、その養成に関する取組を進めてきました。

また、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）の 5 年後見直しを契機として、平成 30 年度には、アーキビストの職務とその遂行上必要となる知識・技能を明らかにした「アーキビストの職務基準書」※（平成 30 年 12 月。以下「職務基準書」という。）を当館が関係機関の意見を踏まえて作成しました。令和 2 年度から、改めてアーキビストの資格化の検討を進め、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を認証アーキビストとして国立公文書館長（以下「館長」という。）が認証することとしました。

さらに、令和 6 年度から、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める准認証アーキビストの認定を開始しました（詳細はアーキビスト認証のホームページ (<https://www.archives.go.jp/ninsho/aboutAACJ/index.html>) をご覧ください）。

※職務基準書は館ホームページからダウンロードしてご覧いただけます。

<https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf>

1.2 認証アーキビストの認証の仕組み

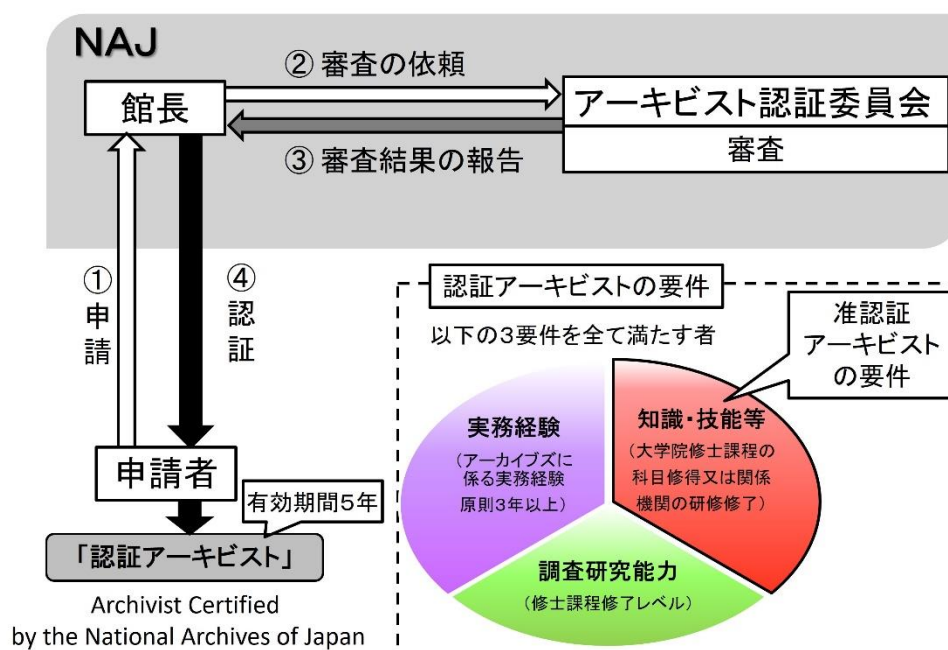
認証を受けるためには、「知識・技能等」、「実務経験」、「調査研究能力」の3要件が必要となります（詳しくは「2 認証要件」（本書5頁）をご覧ください）。

館長は、申請者が提出した書類を基に、館に設置するアーキビスト認証委員会※（以下「認証委員会」という。）に審査を依頼し、その結果に基づき、職務基準書に示されたアーキビストとしての専門性を有すると認められ、登録料を納入した者に対し、以下の名称を付与し、認証状を授与します。

和文表記 認証アーキビスト

英文表記 Archivist Certified by the National Archives of Japan

※アーキビスト認証委員会：アーカイブズに関する実務経験や専門職の育成・指導経験を踏まえた高い識見を有する者によって構成される、館に設置された委員会。



【注意事項】

本認証は、公文書館等への就職を保証するものではありません。公文書館等への就職を希望する場合は、各自で就職活動を行う必要があります。採用に関する応募条件や当認証の取扱いについては、その募集を行っている公文書館等に直接お問い合わせください。

1.3 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証状交付の日から起算して5年です。

社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、認証アーキビストに求められる知識・技能等が時代に即して更新されていることを確認するため、更新の仕組みを設けています。

※更新の仕組みの詳細は、館ホームページをご覧ください。

<https://www.archives.go.jp/ninsho/cajupdate/index.html>

1.4 関係規則等

- ・ 認証アーキビスト審査規則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定。以下「審査規則」という。）
- ・ 認証アーキビスト審査細則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）
- ・ アーキビスト認証委員会規則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）
- ・ アーキビスト認証委員会運営細則（令和2年6月8日 アーキビスト認証委員会決定）

- ・ アーキビストの職務基準書（平成30年12月 国立公文書館）
- ・ アーキビスト養成・認証制度 調査報告書（令和元年11月 国立公文書館）
- ・ アーキビスト認証の実施について（令和2年3月24日 国立公文書館長決定）

※関係規則等の詳細は館ホームページをご覧ください。

<https://www.archives.go.jp/ninsho/document/index.html>

2 認証要件

2.1 概要

認証要件は、大きく 2 つのパターンに分けられます。

- 【1】アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目
修得又は関係機関における研修修了によって体系的に修得している場合

→審査規則第3条第1号に基づく申請（以下「**1号申請**」という。）

- 【2】体系的な教育の機会は得られていないものの、十分な実務経験と調査研究実績
をもって同等と認められる場合

→審査規則第3条第2号に基づく申請（以下「**2号申請**」という。）

1号申請、2号申請の認証要件を表にまとめると以下のようになります。

申請区分	認証要件				
	イ知識・技能等	ロ実務経験		ハ調査研究能力	
				紀要の論文等	アーカイブズ に係る 調査研究実績
1号申請	准認証アーキビスト の認定	3年以上	修士課程相当 を修了	—	1点以上
	科目修得・ 研修修了		上記以外	1点以上	
2号申請	—	5年以上	修士課程相当 を修了	—	2点以上
			上記以外	1点以上	

1号申請、2号申請の各要件の詳細については、7～13頁を参照のこと。

なお、申請者ご自身がどちらに該当するかについては、次頁のフローチャートで確認
できます。

【注意事項】

- ・認証アーキビストの審査は、原則、申請者が申請した区分（1号申請又は2号申請）
に沿って実施します。